

令和8年度予算の編成について

日本経済の先行きについて、7月の月例経済報告では「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」とされている。

本区の歳入の根幹を成す特別区税や特別区交付金は、近年堅調な推移を見せているが、ふるさと納税や国の税源偏在是正措置による減収に加え、長引く物価高の影響等により景気の先行きは不透明であり、今後の歳入環境を楽観視することはできない。さらに、物価上昇は本区の歳出にも直接的な影響を与え始めており、本区の置かれている財政環境は予断を許さない状況にある。

また、少子高齢化の進行やA Iの進化などにより、社会構造の変革は急速に進んでいる。こうした変化の中にあっても、将来への希望を持って住み続けられる江東区づくりをさらに進めていくためには、激甚化・頻発化する自然災害への備え、子育て支援策の充実、物価高騰対策など、いまの区民生活における不安の軽減や安心感を一層高める取組みに加え、こどもや若者の声にも積極的に耳を傾け、未来を見据えた施策にも不断に取り組むことが求められている。

令和8年度は、「江東区長期計画（後期）」に基づく取組みを加速させるとともに、本計画に掲げる「目指す姿」や区民の笑顔あふれる江東区の実現に向けて、職員一人ひとりが変化の激しい時代の潮流を捉えた柔軟な発想を持ち、全庁一丸となって、より実効性のある取組みを推進しなければならない。

そこで、令和8年度予算は「**いまの課題を乗り越え、未来を創るための歩みを進める**」をテーマに掲げ、下記の方針に基づき編成する。

記

1 編成の基本方針

- (1) 令和 8 年度は江東区長期計画（後期）の取組みを加速させる一年であり、本計画に掲げる施策のさらなる推進に向けて積極的に取り組む必要がある。全庁を挙げて、あらゆる世代の区民がいま抱えている多様な課題の解決に取り組むとともに、職員一人ひとりが広い視野と柔軟な発想を持ち、未来も見据えた新たな施策を展開していく。
- (2) 本区を取り巻く社会情勢は変化のスピードを増していることから、不断の事業見直しや再構築により新たな施策展開の財源確保に努めるとともに、既存事業についても時代に即したより効果的・効率的な手法を積極的に取り入れることで、区民の期待や信頼に常に応えられるよう努めていく。
- (3) 景気動向や税制改正等の影響を受けやすい歳入環境や物価上昇の影響が歳出面に及んでいる状況下においても、安定的かつ継続的に区政運営を行うため、行財政改革計画を着実に推進し、経費節減の徹底のほか、新たな歳入確保策を推進することで、歳入歳出の両面から持続可能で強固な財政基盤を構築する。

2 編成の一般方針

(1) 共通事項

- 区民サービス向上とともに職員の業務負担軽減を図るための D X を推進する取組みや物価高騰下における区民生活、区内事業者への支援については、積極的に要求を行うこと。また、若年層の行政ニーズ把握に努め、必要な取組みを検討すること。
- 金額の積算においては、現下の物価水準等を踏まえるとともに、事業の内容・規模についても十分精査した上で要求すること。また、過年度決算において多額の不用額が発生している事業等については、精査の上、実績・実態に見合う要求額とするなど、予算・決算において大幅な乖離が生じないよう必要な範囲で見積もること。

- 他の部課に関連する事業については、事前に十分な連絡調整を図った上で予算要求を行うとともに、重複を避け統一性を欠くことのないよう留意すること。
- 前年度に要求し、予算措置されなかった事業等については、再度の要求を行わないこと。ただし、その内容・手法や社会的状況において変更・変化があり要求を行う場合には、事業の必要性や有効性などについて改めて整理すること。
- 「令和8年度 見直し（廃止）対象事業」に選定された事業については、見直し内容に係る各部の考え方を整理した上で、原則として令和8年度予算に見直し結果を反映させること。
- 国、都、他区等の動向を注視し、常に最新情報の取得に努めるとともに、真に区民ニーズが高いと考えられる事業については、機を捉えた実施を見据え、遺漏なく要求を行うこと。

（２）経常経費

経常経費については、改めて施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除した、効率的・効果的な事務執行を図るべく、下記により要求を行うこと。

① 義務的経費

基礎的な対象数値により経費が見込まれるもの

ア 給与関係費（時間外勤務手当等を除く）

イ 債務負担行為に基づく経費及び公債費

ウ 扶助費及びこれに準じる経費

エ 法令・条例・協定等により支出する経費

※ 対象、規模、単価等の積算根拠に基づき、経費を適切に算定すること。

ただし、積極的な事業の見直しを行うこと。

② その他経費

事業の見直し・廃止など経費節減を図るべき経費

ア 管理事務経費、施設運営費、維持管理費、事務費などの定例的な経費

イ 各種補助金、負担金など区が定例的に支出している経費

ウ 施設の機能維持等に要する定例的な工事費及び修繕料

- ※ 経常経費については、行政評価システムを活用し、事業の必要性や実施効果、経費の妥当性や後年度負担について不断の検証を行うこと。その検証結果を踏まえ、既存事業の整理・統合、縮小、廃止を行い、歳出削減を図ること。

（３）臨時経費

日々高度化・複雑化する区政課題に的確に対応し、長期計画の目指す姿を達成していく観点から、臨時経費については実効性のある提案を積極的に行うこと。

① 臨時経費とするもの

ア 主要事業以外の新規事業

※ 令和７年度の補正予算で計上した事業を除く

イ レベルアップ経費のうち、政策的判断を要する経費

② 臨時経費の要求にあたっての留意点

ア 江東区長期計画（後期）の各施策における目指す姿の実現に向け、新規事業やレベルアップの取組みの積極的な要求を行うこと。なお、新たな取組みについては多様な世代・属性による、多角的な視点を取り入れたものとする。

イ サンセット事業については、これまでの実績について十分な効果検証を行った上で、事業の継続の可否を判断すること。

ウ 事業の必要性など、あらゆる角度から検証を行うこと。

エ 最少の経費で最大の効果を得られるよう歳出経費を整理すること。

オ 事業の新陳代謝を促進するため、既存事業の見直し（廃止）・統合を積極的に検討し、財源の捻出に努めること。

カ 全体計画など後年度負担を十分に精査し、全体像と必要となる経費を明示すること。

キ 国・都補助金等の財源を積極的に確保するとともに、補助期間が限定されているものは、原則として補助期間内の事業実施とすること。

（４）主要事業

主要事業は、長期計画に掲げる各施策を実現するために、特に重点的に取り組

むべき事業とする。要求にあたっては、今後の区の財政状況を踏まえ、長期計画で掲げる目標への着実な前進に向け、中長期的な視点で事業効果等を十分に分析・検証すること。

(5) 人件費関係

事業の整理・統合、見直しにより既存の人員体制の中での業務遂行を基本とし、会計年度任用職員についてはその趣旨に鑑み、緊急的、一時的な業務量の増大に伴い、応援が特に必要な場合にのみ要求すること。

また、時間外勤務手当については、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点も踏まえ、改めて効果的・効率的な事業執行により、削減を図ること。

(6) 行財政改革の推進

- ① 国や都の動向等を踏まえつつ、基礎自治体として担うべき区の役割を再検証した上で、課題を先送りせず、無駄の排除や前例に捉われない事業の見直しや再構築を図ること。
- ② 「江東区行財政改革計画」の着実な推進を図るため、既存事業の見直しやアウトソーシングの推進など、積極的に取り組むこと。
- ③ 区が出資する外郭団体に対しては、改めて事業の趣旨や効果を総点検し、委託及び補助内容を積極的に見直し、区の支出について最大限の抑制を図ること。

(7) 歳入の確保

- ① 区税収入などについて、収納率の更なる向上に努めること。
- ② その他の自主財源については、負担の公平性の観点から十分な見直しを行い、受益者負担の適正化に努めること。
- ③ 国・都の予算編成の動向を把握し、補助金等活用できるものについては、その獲得に努めること。また、国や都の制度改正など、区の予算編成に直接的に影響が及ぶものについては、十分留意した上で、情報収集に努めること。
- ④ 新たな財源確保策を更に推進していくため、積極的に広告事業をはじめとする歳入の確保に努めること。

なお、こうした取組みを後押しする観点から、各部の努力による新たな歳入

(現物提供に伴う歳出削減を含む)については、その全額をインセンティブとして歳出事業費に計上し、区民サービス向上に資する取組みの原資とすることができるものとする。

- ⑤ 区の魅力を発信し、クラウドファンディングの活用など区の独自性や、区内外から共感を得られるような事業の構築に努めること。
- ⑥ 歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

3 その他

- (1) 特別会計予算の編成については、一般会計予算に準ずるほか、区の財政支出を抑制するため、事務費等について一層の見直しを行うこと。
- (2) その他一般的事項については、以上の予算編成に関する基本方針に基づき「事務処理方針」として別に定める。

令和 8 年度当初予算編成日程

①	編成方針	庁議決定	8 月 26 日
②	予算事務説明会		8 月 28 日
③	予算見積書	提出期限	10 月 1 日
④	各課要求概要	財政課長ヒアリング	10 月 6 日～10 月 17 日
⑤	各部要求概要	区長ヒアリング	10 月 27 日～10 月 30 日
⑥	經常経費	財政課長査定	11 月 17 日～12 月 5 日
⑦	第一次査定	区長査定	12 月 18 日～12 月 23 日
⑧	經常経費	各部内示	12 月 23 日
		復活折衝	12 月 24 日
⑨	臨時経費	財政課長査定	12 月 19 日～12 月 24 日
⑩	第二次査定	区長査定	1 月 13 日～ 1 月 14 日
⑪	臨時経費	各部内示	1 月 14 日
⑫	予算案概要作成		1 月 14 日～ 1 月 22 日
⑬	予算案決定	庁議決定	別途決定
	予算案概要説明	幹事長会	
	予算案発表	プレス発表	
⑭	予算案概要説明	全員協議会	別途決定
⑮	議案発送	告示	別途決定
	区議会定例会	提案	

※ 上記日程は現時点の予定であり、都合により変更する場合がある。